

いろいろなトラブルが身近にひそんでいても、なかなか気付けないもの。  
そこで実際にあった様々な事例をもとに、トラブル回避法を学びましょう。

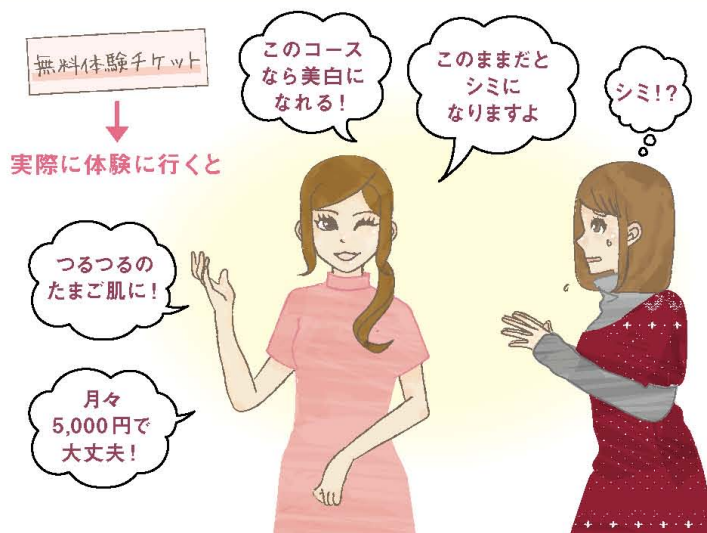
連載第7回目

テーマ

エステサービスの  
強引な勧誘

エステ業者による高額な商品、サービスなどの強引な勧誘に要注意！

契約後に「やっぱり支払いが難しい」と思ったら**クーリング・オフ**※を考えて！



※特定商取引法による特定継続的役務提供(5万円を超えるエステや語学教室、結婚相手紹介サービスなどで、エステは1ヶ月、その他は2ヶ月を超える期間継続する契約)に係る契約をした場合は、適正な契約書面を受け取った日から8日以内であれば、書面により無条件で契約を解除(クーリング・オフ)出来る。

## Answer

「不安をおおって、高いコースや商品を執拗に勧誘する業者に注意！」

無料や格安のチケットでエステティックサロンの体験コースなどに行って、「このままだとシミになる。すぐに始めたほうがいい。」など、断っても執拗に高額なサービスや商品を勧誘されることがあります。強引な勧誘を受けたなど、トラブルになったと思ったら、早めに『消費生活相談窓口』に相談しましょう。

「やってみようかな。でもちょっと高いかも…」

## 相談事例

Aさん

【相談者Aさんの場合】

高額なエステと関連商品などを契約したが支払方法に無理があり、家族にも反対されたので解約したい

「美顔エステの無料体験に行った。機械で肌診断をしたところシミの予備軍が大量にあると言われ、効果があるという美顔エステと化粧品、健康食品を勧められた。合計50万円となるので払えないと言うと、毎月10,000円の分割払いで購入出来ると言われ、断り切れず契約をした。自宅に帰って契約書をよく確認すると、ボーナスはないと伝えたのにボーナス月の加算20,000円が記載してあるし、高額な契約のため家族にも反対をされた。解約したい。」(20代女性)

相談員

【アドバイス】

クーリング・オフによる解約が可能ですが、契約前に支払可能か、必要な契約かをよく考えて

月々の支払いは今のところ無理のない金額でも、年単位で支払いを続ければ無理が出てくる可能性もあります。高額になる場合はその場ですぐに契約せず、一度持ち帰ってじっくり考え、家族に相談するなどして決めましょう。今回は特定商取引法による特定継続的役務提供に該当し、契約してから8日以内であるため、クーリング・オフによる解約が可能です。詳細な方法については『消費生活相談窓口』に問い合わせをして下さい。

## ココに注意！

## ●すぐ契約しない！

容姿に関心があることにつけ込んで、断りにくい雰囲気にして、強引に契約を結ばせる業者もあります。また、エステサービスに通ううちに化粧品や健康食品などの関連商品を次々にクレジット契約させられたという人もいます。その場ですぐ契約するのではなく、家に帰って家族に相談するなどして、必要性や支払方法などをよく検討しましょう。

## ●クーリング・オフや中途解約できるかも！

エステティックサービス、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスで、契約金額が5万円を超え、契約期間がエステティックサービスは1ヶ月、その他は2ヶ月を超える場合は、特定商取引法の特定継続的役務提供にあたり、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフできます。また、その期間が過ぎていても中途解約することができ、解約手数料の上限も法律で決められています。詳細は消費生活相談窓口を確認してください。

## ●早めに『消費生活相談窓口』に相談を！

クーリング・オフが適用になるかどうか、クーリング・オフの方法が分からない、業者との話し合いがこじれているなど、解約をしたいけれど解決が難しい場合は『消費生活相談窓口』に早めに相談しましょう。

「この話、ちょっと怪しい?」と思ったら、まず相談を！

広島県の相談窓口 **広島県生活センター**

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

広島市中区基町10-52

消費生活相談 ☎082-223-6111(商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)

県民相談 ☎082-223-8811(結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)9時～16時(12時～13時は休み)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

